

事 務 連 絡

平成18年8月28日

介護予防支援事業所管理者 様

新潟県高齢福祉保健課介護事業係長

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について

標記について、平成18年8月14日付けで厚生労働省から事務連絡があったところですが、介護保険内外で同一商品に価格差を設けることについて、多くの照会が寄せられているため、Q & A（厚生労働省に内容確認済）を別紙のとおり送付します。

【担当】

高齢福祉保健課介護事業係 安保

電 話 025-280-5194

F A X 025-280-5229

(問1) 以下の事務連絡について、介護保険外と、介護保険内において同一商品を貸与する場合、両者の価格が異なっても問題ないでしょうか。

平成18年8月14日の事務連絡

「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」

(4) 指定福祉用具貸与事業者の指導

②介護保険対象サービスと対象外サービスの価格差

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならないこと。

(答1)

同一商品であった場合でも、指定基準適用の有無により、介護保険外と介護保険内でサービス内容に相違等が生じるものである。

(サービス内容の相違の有無については、例えば、福祉用具貸与事業所の担当者会議への参加、介護支援専門員による6月に1回の検討、福祉用具のクリーニング方法等)

そのため、同一商品について、介護保険外と介護保険内のサービスにおいて、価格差があることは通常問題にならない。

ただし、利用者に介護保険外と内のサービスの違い、利用料が異なる理由等を説明し、同意を得る必要がある。

(問2) 介護保険で10割8000円のベッドを介護保険外で800円で貸与しても問題ないでしょうか。

(答2)

問1のとおり、介護保険外と介護保険内のサービスにおいて、価格差があることは通常問題にならない。

1割でよいかどうかについては、介護保険外の金額なので規制はできないが、もし、1割に設定することにより、介護保険内のサービスの利用料に不当に転嫁されるような場合については、指導の対象となる。